

# 第11次労働災害防止計画の目標と重点対策

## 3つの目標

- ①死者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること。
- ②死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。
- ③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

## 計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方

労働災害全体を減少させるためのリスクの低減を進めるとともに、重篤な労働災害を防止するための対策の充実を図る

## 8つの重点対策

第11次労働災害防止計画では、8つの重点対策を定め、対策ごとの目標を設定して取組をすすめることとしています。

### 1 リスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査)及びその結果に基づく措置の実施の促進

#### 【目標】リスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

- 作業内容等に即した具体的な実施方法を公表し、普及を図る
- 事業場内外の人材養成を促進する

（主な指針等）「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日公示第1号）

### 2 化学物質におけるリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の促進

#### 【目標】化学物質におけるリスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

- 化学物質等安全データシート（MSDS）等の活用を図る

（主な指針等）「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月30日公示第2号）

### 3 機械災害の防止

#### 【目標】機械災害を更に減少させる

- 労働災害が多発又は重篤度の高い労働災害が発生している機械等の種類ごとの安全対策の充実を検討し、必要な措置を講じる

（主な指針等）「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）

### 4 墜落・転落災害の防止

#### 【目標】墜落・転落災害を更に減少させる

- 災害が多い足場、建築物における作業、荷役に係る作業等における墜落・転落災害防止対策の充実を検討し、必要な措置を講じる

（主な指針等）「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月1日付け基発第0401012号）  
「足場先行工法に関するガイドライン」（平成18年2月10日付け基発第0210001号）

### 5 粉じん障害の防止

#### 【目標】じん肺新規有所見者数を減少させる

- トンネル建設工事、アーク溶接作業、金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策を重点とした総合的な対策を推進する

（主な指針等）「第7次粉じん障害防止総合対策」（平成20年3月19日付け基発第0319006号）  
「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成12年12月26日付け基発第768号の2）

### 6 化学物質による健康障害の防止

#### 【目標】化学物質による職業性疾病を減少させる

- 化学物質に係る有害業務における作業主任者の選任・職務遂行の徹底、作業環境管理の徹底、安全衛生教育の促進を図る

### 7 健康診断の推進

#### 【目標】健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率を着実に向上させる

- 労働者の自主的な取組を促進する
- 健康診断結果に基づく措置を徹底する
- 高齢者医療確保法に基づく医療保険者が行う措置と連携する

### 8 メンタルヘルス対策の推進

#### 【目標】メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を50%以上とする

- 過重労働による健康障害防止対策を講じる
- 労働者一人ひとりの気づきを促すための教育、研修等を実施する
- 事業場内外の相談体制の整備、職場復帰対策等を推進する

（主な指針等）「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）  
「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日公示第3号）